

保護司～アジアと世界の眼差し

山下 輝年

公証人・アジア刑政財団副理事長兼事務局長

元国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）所長

保護司の認知度

「保護司」といっても、一般には、聞いたことは“何となくある”が、具体的には何も知らない・・・これが正直なところでしょう。私は、約32年間、検事、検事正、UNAFEI 教官・所長を経験してきましたが、司法修習生時代に初めて名称のみ知った状態です。検事になって捜査公判で少しずつ知りますが会ってはいません。UNAFEI 教官時代に直接会い、検事正になって保護関係の行事等で公的・私的に会って話をするという過程を辿っています。

保護司の方々も、最初に保護司になる前には「全く知らなかった」という人も多いと想像します。したがって、よく次の問答となります。

「保護司・・・言葉だけは聞いたことはありますが、どんなことをしているのですか？」

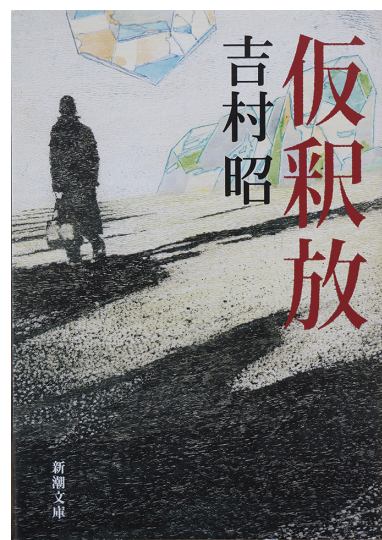
「ひと言で表せば、犯罪者の立ち直り支援です。民間のボランティアで実費弁償のみで報酬なしです。月2回は会って話を聴きます。保護司の自宅で会ったりしますね」

そして、次のように補足します。

「吉村昭著の“仮釈放”（新潮文庫）を読んでください。パソコンやスマホ、携帯電話すらない時代のものですが、どんなことをしているか、その心持ちと行動と苦労が手に取るようになりますから」

検事の多くも読んだことがなく勧めるのですが、読んだという反応がないので、忙しくて時間がないのだろうと善意に解釈して、同じ問答を繰り返すのが実情です。

これが、外国人からの質問だと、どうやって伝えるか頭を悩ませることになります。



アジアに保護観察・保護司制度はあるの？

保護司制度は、日本独特のもので、約130年の歳月を経て現在の姿になっています。その間の社会条件や法制度は大きく変わりました。それでも保護司制度は脈々と続いています。したがって、同じものは外国には存在しないと考えた方がよいでしょう。

しかし、日本も外国も同じ人間の営みですから、「似たような制度」はあります。ただ、聞いて分かるかという点で難しく、却って誤解することがあります。さて、似たような制度とはどのようなものなのでしょうか。

(1) 韓国

一番近い韓国は、保護司に相当するのが、かつて犯罪予防自願奉仕委員¹と呼ばれ、現在は「ポプサラン（法愛）委員²」となりました。法務部長官（日本の法務大臣）任命で、保護観察官を